

介護老人保健施設 すみよし 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会が開設する介護老人保健施設に併設する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある利用者に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当っては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の機能の維持回復を図るものとする。

3 事業の実施に当っては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名 称 介護老人保健施設 すみよし
- 二 所在地 坂戸市大字塚越769番地

(施設の職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者は、次の通りとし、他の職種については介護老人保健施設すみよしの従業者が兼務することとし、職務内容も同様とする。

- 一 管理者兼医師 常勤 1人
- 二 理学療法士 常勤 2人

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとし、祝祭日は営業とする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午前5時30分までとする。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション等は、医師の診療に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に沿って行う。

(指定訪問リハビリテーション等の利用料の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

(通常の事業実施地域)

第8条 事業の実施地域は、坂戸市(西坂戸・大字多和目・大字四日市場地域は除く)、鶴ヶ島市、川越市(上広谷、下広谷地域のみ)とする。

(苦情処理)

第9条 指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定訪問リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体联合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

- 第10条 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現にする養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第13条 管理者は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制整備する。
- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 繼続研修 年1回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記するものとする。
 - 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会医療法人社団 新都市医療研究会[関越]会の

理事長と施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

令和6年9月1日に一部改訂する。